

平成 24 年 5 月 16 日

厚生労働省健康局結核感染症課
課長 正林 督章 殿

公益社団法人日本小児科学会
会長 五十嵐 隆



要 望 書
BCG 接種規則に関する要望

日本小児科学会予防接種感染対策委員会において慎重に検討した結果、乳児期早期に接種が勧められる予防接種が国により数多く認可された現状を鑑みると、本来の意義を有効に達成するために BCG 接種時期について現行の「6 か月に達するまでに接種する」を「原則として 6 か月に達するまでに接種する。ただし、何らかの理由で接種の機会を逃したものに対して 6 か月から 1 歳に達するまでにおいても法定接種の範囲内とする。」と改めることが必要と考えられたため、貴職において本要望について検討されるようお願いいたします。

記

BCG 接種は、生後 6 か月に達するまでに行うが、地理的条件、交通事情、災害の発生その他特別の事情によりやむを得ないと認められる場合には 1 歳に達するまでに行い得るとされています。

日本小児科学会は、我が国における重要な課題である結核対策の一環として、生後 6 か月以内に出来るだけ BCG 接種率を高める一方、乳児に対するより安全な BCG 接種を目指し、また生後 6 か月以内の接種について医学的に不相当であった乳児にも BCG 接種機会を留保するため、BCG 接種は、1) 生直後から可能であるが、標準的には生後 3 か月健診などを利用することとし、出来るだけ生後 6 か月以内に接種が完了することを原則とすること、2) 生後 6 か月までの接種は、地理的条件、交通事情、災害の発生その他特別の事情によりやむを得ないと認められる場合には 1 歳に達するまでに行い得るとされているが、「その他」の理由には、生後 6 か月以内で医学的に不相当であった乳児にも BCG 接種機会を留保するため「医師による医学的判断がなされた場合」を解釈の上で加えることを要望しています。

近年、国が新たに認可した予防接種が加わり、乳児期早期に接種が勧められる予防接種は、定期接種：BCG、3 種混合、ポリオ、任意接種：ヒブ、小児用肺炎球菌、ロタウイルス、保険適応における母児感染予防のための B 型肝炎の多きに上ります。これ等の予防接種は疾患の重篤性から乳児期早期に接種されることがその本来の意義を高めるために重要と考えられます。しかしながら、BCG は生ワクチンであるため接種後 27 日間経過しなければ他の予防接種を接種することができません。この限られた期間内に必要な予防接種を終了することが極めて困難であり、乳児の健康を守るために著しい不都合を生じているといえます。今後、乳児の体調等で規定の 6 か月に達するまでに BCG 接種が行えない乳児が増加すると予想されます。このため、接種期間を延長し接種機会を留保することが必要と考えます。

しかし、わが国における最近の結核罹患状況は人口 10 万対 18 と他の開発国に比較すると高く、小児の結核患者数も年間 100 名弱の発生があります。仮に BCG 接種期間を一律に 1 歳まで延長した場合、小児の結核罹患リスクは若干上昇する可能性があると考えられています。

以上より、BCG 接種時期を現行の「6 か月に達するまでに接種する」を「原則として 6 か月に達するまでに接種する。ただし、何らかの理由で接種の機会を逃したものに対して 6 か月から 1 歳に達するまでにおいても法定接種の範囲内とする。」と改めることが有効な方策ではないかと考えます。

以上